

富山市勤労者福祉サービスセンター

# 給付金申請の手引き

(令和元年10月改訂版)

 サポートとやま

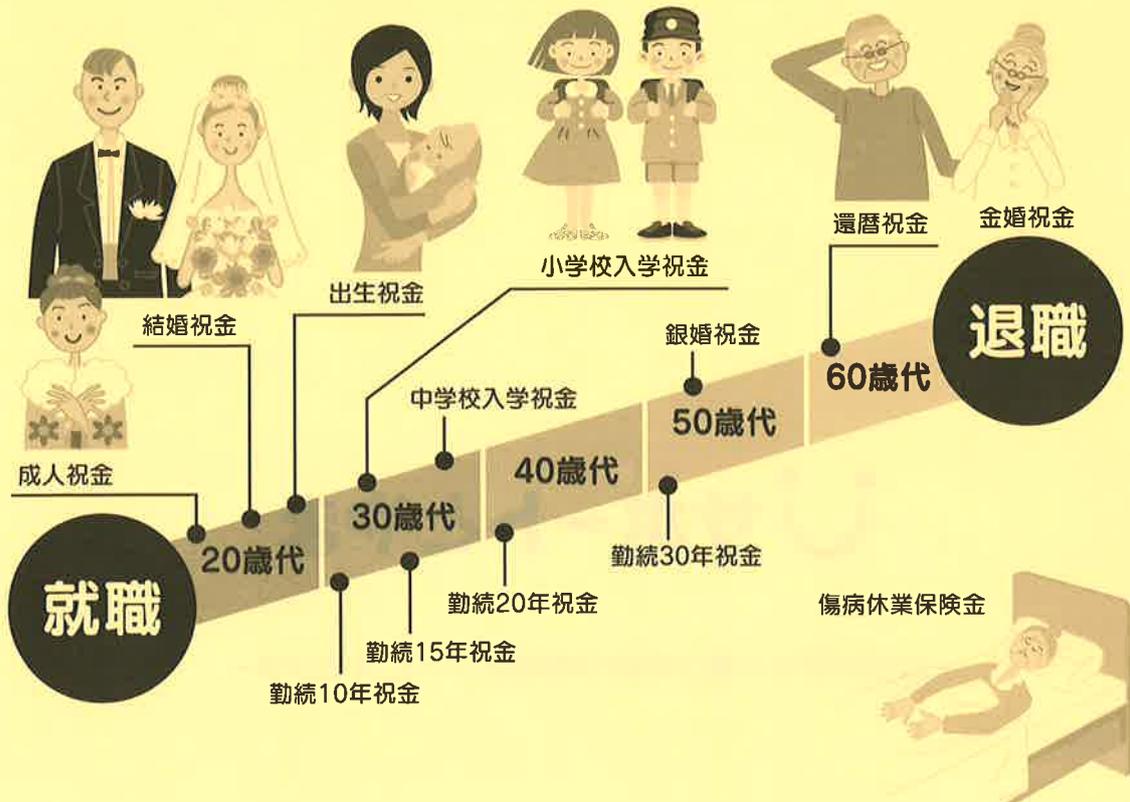
公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター

～ 給付金申請の手引き ～

目次

- 1 給付金申請の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 2 給付金請求に係る留意事項及び添付する書類一覧・・・・・・・・ 4頁
- 3 「保険金請求書兼証明書<一括用>」記入例・・・・・・・・ 12頁
  - (1) 傷病休業の記入例
  - (2) 傷病休業以外の給付金記入例

..... こんなとき...給付金のお支払いをします。 .....



## 1 給付金申請の手続きについて

### (1)給付金について

公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター事業に関する規則第10条及び公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター給付規程に基づき給付金をお支払いします。

当サービスセンターがお支払いしている給付金は、一部の項目について「一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(略称:全労済協会)」と共済契約を締結し、給付を行っております。

この度、全労済協会の共済制度に従い、当センターの給付金規程を一部改正及び保険金請求書兼証明書(様式)を変更いたしました。

『給付金申請の手引き』(令和元年10月改訂)は、会員事業所のご担当者向けに給付金請求事務について理解を深めていただくことを目的として作成した冊子です。巻末に「記入例」を収録しておりますのでご活用下さい。

なお、給付金は、会員からの自己申請によりお支払いされますのでお忘れなくご申請下さい。

### (2)請求方法

- ①会員は、給付該当事由が発生した場合は、富山市勤労者福祉サービスセンター(以下「Uサポートとやま」という。)に給付金の請求を行って下さい。なお、請求は、事由確定日以降に手続きをお願いします。
- ②所定の様式「保険金請求書兼証明書(一括用)(以下「請求書」という。)」に必要事項を記入し、Uサポートとやまへ提出して下さい。なお、給付項目により添付書類が必要となる場合がありますのでご確認下さい。[詳細については4頁以下を参照]
- ③「請求書」を提出される際には、「請求書」のコピーを事業所控として必ずお手元に残して下さい。万一、控を取らずにご提出された場合は、ご返却できませんのでご注意下さい。
- ④同一会員で同時に2件以上給付金の請求をする場合は、「請求書」は1件につき1枚ずつご記入下さい。
- ⑤会員の死亡保険金及び後遺障害保険金は請求書の様式が異なりますので、これらの事由が発生した場合は、速やかにUサポートとやまへご連絡ください。
- ⑥会員が死亡された場合は、退会手続きも必要となりますので「異動報告書(所定様式)」の提出をお願いします。



### (3) 給付金の受取人について

①通常、給付金の受取人は、会員本人となります。

②会員が死亡した場合の受取人は、その順位を次のとおりとします。

(ア)会員の配偶者

(イ)会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(ウ)会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(エ)上記(イ)に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(オ)上記(ウ)に該当しない配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※「会員の死亡当時、その収入により生計を維持していた」とは、会員の収入により日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、会員の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような常態であった場合をいいます。

※同順位の給付金受取人が2人以上ある場合は、代表者1人を決めます。この場合においてその代表者は他の給付金受取人を代表するものとします。

※上記に該当者する方がいらっしゃらない場合は、Uサポートとやまへご連絡下さい。

### (4) 効力

給付金の効力は会員資格を取得した日(当月1日付)に発生し、会員資格を喪失した日(当月末日付)に消滅します。

### (5) 請求期間

給付事由が発生した日(事由確定日という)から3年以内ですので、お早めにご請求下さい。

### (6) 支給の制限

次に該当する場合には給付金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

①会費が未納となっている場合

②虚偽、その他不正行為をしたもの

③会員資格を得た日以前に発生した事由

## (7) 給付金の認定基準

給付金に係る認定基準、支給手続き、その他の細目については、公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター給付規程及び全労済協会が定める「自治体提携慶弔共済保険の普通保険約款及び特約条項」の規定により行います。

会員の資格があるときに発生した給付事由についてのみお支払いします。

## (8) 給付金の支払い

- ① 給付金は審査終了後、会員が指定する預金口座へ振込みますので「請求書」の下欄【保険金支払先口座】に振込先を必ずご記入下さい。(ただし、ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。)
- ② 毎月20日が給付日(振込)となっております。(20日が土、日、祝日に当たる場合は、前日若しくは前々日となります。)
- ③ 給付金の支払通知はいたしませんので預金通帳の記帳等で入金を確認して下さい。  
ただし、会員の死亡保険金及び後遺障害保険金については、原則会員事業所宛に通知いたします。
- ④ 申請から給付金の支払いまでの日数は、給付事由により審査の関係上異なりますのでご了承下さい。

給付事由	請求書の提出	振込日
各種祝金事由関係(ただし、勤続祝金を除く)	5日頃まで	当月20日
勤続祝金、傷病休業保険金、死亡弔意金、死亡保険金、後遺障害保険金	10日頃まで	翌月20日

## (9) その他

添付書類の不備、記入及び押印漏れ等があった場合は、書類をお返しすることがあります。そのため、給付金のお支払いが遅れることがありますので、添付書類の不備、記入及び押印漏れ等にはご注意ください。

## 2 給付金請求に係る留意事項及び添付する書類一覧

すべての給付項目において所定の様式「保険金請求書兼証明書〈一括用〉」を提出していただきます。

ただし、会員の死亡保険金及び後遺障害保険金の場合は、別途様式「本人死亡・後遺障害保険金請求書」にて申請となります。

(令和元年10月1日より適用)

給付項目	給付事由	事由確定日	給付金額	添付書類
成人祝金	◆会員が満20歳の誕生日を迎えたとき	満20歳の誕生日	10,000円	・住民票※2 ・自動車運転免許証写し ・健康保険被保険者証写し 上記の記載書類のいずれか
結婚祝金	◆会員が婚姻届を提出したとき ・同一会員の再婚は1回を上限とする。	婚姻日	10,000円	・戸籍の個人事項証明書※2 又は婚姻届受理証明書※2
出生祝金	◆会員又は会員の配偶者(内縁を含む)が出産したとき ・会員1人で1件とするので、夫婦で会員の場合はそれぞれで請求するもの。 ・双生児は2件とする。 ・妊娠7カ月以上の死産、生後14日以内に死亡した場合は含まない。	子の出生日	10,000円	母子手帳の出生届出済証明写し
就学祝金	◆会員の子が小学校又は中学校に就学したとき ・子とは会員と生計を一にする会員の実子、養子及び継子をいう。	子の就学日	10,000円	・就学通知書写し ・入学証明書※2 ・就学校が発行する身分証明書写し 上記の記載書類のいずれか
金婚祝金	◆会員が婚姻届日から満50年を迎えたとき	入籍日から起算して満50年目の日	10,000円	事由確定日以降に発行された戸籍の個人事項証明書※2
銀婚祝金	◆会員が婚姻届日から満25年を迎えたとき	入籍日から起算して満25年目の日	10,000円	事由確定日以降に発行された戸籍の個人事項証明書※2

還暦祝金	◆会員が満60歳の誕生日を迎えたとき	満60歳の誕生日	10,000円	・住民票※ <sup>2</sup> ・自動車運転免許証写し ・健康保険被保険者証写し 上記の記載書類のいずれか
勤続祝金※ <sup>1</sup>	◆会員が事業所での勤続期間(会員が事業主の場合は、同一事業所を営んだ期間)が満10年を迎えたとき	現在勤務する事業所の就職日から起算して満10年、満15年、満20年、満30年目の日の前日	5,000円	添付書類なし※ <sup>3</sup>
	◆会員が事業所での勤続期間(会員が事業主の場合は、同一事業所を営んだ期間)が満15年を迎えたとき		5,000円	
	◆会員が事業所での勤続期間(会員が事業主の場合は、同一事業所を営んだ期間)が満20年を迎えたとき		10,000円	
	◆会員が事業所での勤続期間(会員が事業主の場合は、同一事業所を営んだ期間)が満30年を迎えたとき		20,000円	
傷病休業保険金※ <sup>1</sup>	◆会員が同一傷病により連続して14日以上休業したとき ・業務上、業務外を問わず同一傷病で会社を休業した期間をいう。 ・会社に復帰してから申請して下さい。	復職日の前日	5,000円	添付書類なし※ <sup>3</sup>
死亡保険金※ <sup>1</sup>	◆会員(65歳未満)が疾病により死亡したとき	死亡日	50,000円	1.死亡診断書※ <sup>2</sup> 2.不慮の事故である場合は、その証明書類 3.その他必要に応じて指示する書類 ※詳細については、Uサポートとやまへお問合せ下さい。
	◆会員(65歳以上)が疾病により死亡したとき		25,000円	
	◆会員が不慮の事故により死亡したとき ・故意または重大な過失(自殺を含む)による場合は、支給しない。		50,000円	

死亡弔慰金※ <sub>1</sub>	◆会員の配偶者が死亡したとき ・配偶者とは、戸籍上婚姻関係にある者をいう。	死亡日	25,000円	添付書類なし※ <sub>3</sub>
	◆会員の子が死亡したとき ・会員の子とは、実子(妊娠7か月以上の死産を含む。)、養子及び継子及びこれらの配偶者をいう。		20,000円	
	◆会員及び配偶者の親(実父母、養父母及び継父母)が死亡したとき		10,000円	
後遺障害保険金※ <sub>1</sub>	◆会員(65歳未満)が疾病により重度障害の状態になったとき ・重度障害の状態については、7頁別表1をご参照下さい。	後遺障害の状態が固定した日	50,000円	1.後遺障害診断書(全労済協会所定の様式) 2.不慮の事故である場合は、その証明書類 3.その他必要に応じて指示する書類 ※詳細については、Uサポートとやまへお問合せ下さい。
	◆会員(65歳以上)が疾病により重度障害の状態になったとき ・重度障害の状態については、7頁別表1をご参照下さい。		25,000円	
	◆会員が不慮の事故により重度障害及び後遺障害の状態になったとき ・重度障害の状態及び後遺障害の状態については、7頁別表1及び8頁別表2をご参照下さい。		50,000円～ 2,000円	

[※1] 給付項目欄中の(※1)印は、自治体提携慶弔共済保険の保険契約からの給付分です。

[※2] 添付書類欄中の(※2)印は、コピーでも構いません。

[※3] 添付書類欄中に「添付書類なし」と記載されている給付項目において、審査の過程で必要な場合には、証明書類等を提出していただく場合があります。

## 別表第1【重度障害の状態】

「後遺障害等級表」の第1級、第2級、または第3級の②，③，④のいずれかの後遺障害の状態とします。

なお、第1級、第2級については、複数の障害を併合し、上記の等級に該当する場合を含みます。

後遺障害とは、病気または傷害が治癒した時に残存する障害をいいます。

### ＜後遺障害等級表＞

等級	後遺障害	支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② <sup>そ</sup> 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	② <sup>そ</sup> 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%

## 別表第2【後遺障害の状態】

病気または傷害が治癒したときに残存する障害をいい、「後遺障害等級表」の第3級①、⑤および第4級から14級のいずれかの後遺障害の状態とします。なお、複数の障害を併合し、上記の等級に該当する場合を含みます。

### <後遺障害等級表>

等級	後遺障害	支払割合
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	90%
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	70%
第6級	① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	60%

第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>⑬ 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	50%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>② 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>④ 1手はおや指を含み3の手指の用を廃したのまたはおや指以外の4の手指の用を廃したのもの</li> <li>⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの</li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの</li> <li>⑧ 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑨ 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	45%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したのまたはおや指以外の3の手指の用を廃したのもの</li> <li>⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>⑮ 1足の足指の全部の用を廃したのもの</li> <li>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	30%

第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 脊柱に変形を残すもの</li> <li>⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</li> <li>⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑧ 長管骨に変形を残すもの</li> <li>⑨ 1手のこ指を失ったもの</li> <li>⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの</li> <li>⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>⑭ 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑥ 1手のこ指の用を廃したもの</li> <li>⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	7%

第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</li> <li>⑨ 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>	4%
------	--	----

(備考)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
  - (2) 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいいます。
  - (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第1指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
  - (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
  - (5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指の末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節若しくは第1指関節（第1の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (注) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）[障害等級表]によります。

### 3 保険金請求書兼証明書<一括用>記入例

#### (1) 傷病休業の記入例

#### 自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書 兼 証明書<一括用>

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

※ご提出の際には、事業所控用にごコピーをお手元に保管してください。

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

事業所名の記入・押印を忘れずにお願います。

請求日  
20 19 年 11 月 1 日

保険契約者(サービスセンタ)		事業所名
団体名 公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター		株式会社ゆうサポート 
代表者名		

会 員 (被保険者)	フリガナ トヤマ ハナコ	生 年 月 日	大・昭(平)・西暦
	氏名 富山 花子		2 年 5 月 5 日生
現 住 所	〒 930 - 0084 フリガナ トヤマシオオテマチ O/バン×ゴウ		Tel (076) 499 - 9999
	富山市大手町○番×号		
事業所番号	030×	会員番号	123××
		サービスセンター等加入日	平成21年 10月 1日

#### 【傷病休業】

傷病名	急性虫垂炎	休業期間	20 19 年 9 月 10 日 ~ 20 19 年 9 月 25 日
請求事由	(280) 14日以上	保険金合計	
保 険 金 受 取 人	フリガナ トヤマ ハナコ	会員との続柄	
	氏名 富山 花子 	①. 本人	
	〒 930 - 0084 フリガナ トヤマシオオテマチ O/バン×ゴウ		
住 所	富山市大手町○番×号		

傷病休業の場合は、「保険金受取人欄」の記入・押印が必要です。

該当する項目に○を付け、ご記入下さい。

#### 【慶弔見舞金】

家族死亡	勤続	年 月 日 就職	事由確定(発生日)
(400) 配偶者 (401) 子 (402) 親	(480) 10年 (481) 15年 (482) 20年 (484) 30年		20 年 月 日
死亡者氏名			
結婚祝	結婚記念	成人・還暦	保 險 金
配偶者氏名	①銀婚(25周年) ②金婚(50周年)	① 成人 ② 還暦	
婚姻日	配偶者氏名	生年月日	円
子の出生	子の入学 ① 小学校 ② 中学校		※結婚・結婚記念・成人・還暦・子の出生・子の入学はセンター独自給付です。
子の氏名	子の氏名		
生年月日	学校名		

#### 【保険金支払先口座】 ※ゆうちょ銀行を除く

金融機関名	(カ) マルバツギンコウ	金融機関コード	本支店名	(カ) マルザンカクシテン	支店コード
	○×銀行			○△支店	
口座名義	(カ) マル マル マル マル	保険金支払先口座は、通帳等でご確認の上、記入して下さい。 ※ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。			
	○ ○ ○ ○ ○				
口座番号	99999999	預金種目	① 普通(総合) 2. 当座		

※ご提出の際には、事業所控用にごコピーをお手元に保管してください。

CI104(富山市勤労者福祉サービスセンター2019.10)

## (2) 傷病休業以外の給付金記入例

※記入例は「勤続祝金 10年」の例です。

### 自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書 兼 証明書<一括用>

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

※ご提出の際には、事業所控用にご提出の書類をコピーをお手元に保管してください。

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて保険金を請求します。  
本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなど判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

事業所名の記入・押印  
を忘れずにお願ひし  
ます。

請求日  
20 19 年 11 月 1 日

保険契約者(サービスセンタ)		事業所名
団体名 公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター	代表者名	株式会社ゆうサポート
		株式会社ゆうサポート ボート印

会 員 (被保険者)	フリガナ トヤマ ハナコ 氏名 富山 花子	生 年 月 日	大・昭(平) 西暦 2 年 5 月 5 日生
現 住 所	〒 930 - 0084 フリガナ トヤマシオオテマチ オバン×ゴウ 富山市大手町〇番×号 TEL (076) 499 - 9999		
事業所番号	030×	会員番号	123××
		サービスセンター等加入日	平成21 年 10 月 1 日

#### 【傷病休業】

傷病名	休業期間
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
請求事由	(280) 14日以上
保険金受取人	フリガナ 氏名 〒 - フリガナ 住所

事由確定(発生)日を必ず記入して下さい。

〔例1〕勤続祝金→就職日から10年・15年・20年・30年後の就職応答日の前日を記入して下さい。  
就職日が平成21年(2009年)10月1日の勤続10年祝金の事由確定日は、令和元年(2019年)9月30日となります。

〔例2〕家族死亡弔慰金→死亡年月日を記入して下さい。

該当する項目に○を付け、ご記入下さい。

#### 【慶弔見舞金】

家族死亡	勤続	2009年 10月 1日 就職	事由確定(発生)日
(400) 配偶者 (401) 子 (402) 親	○(480) 10年 (481) 15年 (482) 20年 (484) 30年		20 19 年 9 月 30 日
死亡者氏名			保 險 金
結婚祝	結婚記念	成人・還暦	保 險 金
配偶者氏名	①銀婚(25周年) ②金婚(50周年)	① 成人 ② 還暦	
婚姻日 年 月 日	配偶者氏名	生年月日	円
子の出生	子の入学 ① 小学校 ② 中学校		
子の氏名	子の氏名		※結婚・結婚記念・成人・還暦・子の出生・子の入学はセンター独自給付です。
生年月日 年 月 日生	学校名		

#### 【保険金支払先口座】 ※ゆうちょ銀行を除く

金融機関名	(カ) マルバツギンコウ 〇×銀行	金融機関コード	本支店名	(カ) マルサンカクシテン 〇△支店	支店コード
口座名義	(カ) マル マル マル マル マル 〇〇〇〇〇	保険金支払先口座は、通帳等でご確認の上、記入して下さい。 ※ゆうちょ銀行はお取扱いできません。			
口座番号	99999999	預金種目	① 普通(総合) 2. 当座		

※ご提出の際には、事業所控用にご提出の書類をコピーをお手元に保管してください。

CH04(富山市勤労者福祉サービスセンター2019.10)

令和元年10月改訂

# ∪サポートとやま

公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター

〒930-0084

富山市大手町6番14号（富山市民プラザ3階）

TEL/076-493-1354

FAX/076-493-1359